

地域保健推進協議会の 今後の運営について

保健総務課

船橋市地域保健推進協議会の概要

- 設置年月日：平成15年11月1日
- 設置根拠：地域保健法第11条、船橋市地域保健推進協議会条例
- 所掌事務：協議会は、保健所の所管区域内の地域保健及び保健所の運営に関する事項について審議する。
- 委員：19人
- 設置部会：母子保健部会

保健所所管の各種会議体一覧

会議名（所管課）	人数	会議名（所管課）	人数
船橋市地域保健推進協議会 （保健総務課）	19人	船橋市小児慢性特定疾病審査会（地域保健課）	4人
船橋市医療安全推進協議会 （保健総務課）	5人	船橋市歯・口腔の健康推進協議会（地域保健課）	18人
船橋市地域医療専門部会 （保健総務課）	22人	船橋市公園を活用した健康づくり事業検討会議（地域保健課）	10人
船橋市地域災害医療対策会議（保健総務課）	22人		船橋市地域・職域連携推進協議会（地域保健課）
船橋市感染症診査協議会 （保健総務課）	5人	各種がん検診及び特定健康診査事業推進検討会（健康づくり課）	9人
船橋市精神保健福祉推進協議会（地域保健課）	14人	船橋市動物愛護管理対策会議（衛生指導課）	8人

条例改正を行った背景

(1) 協議会の審議

所掌事務の範囲が広く、地域の課題及び保健所の事業報告等に対して、それぞれのテーマに係る委員の中で議論せざるを得ない状況であった。

(2) 協議会の開催

協議会の開催に関して、委員及び臨時委員の過半数の出席が必要である。全員が出席する必要があり、特に臨時委員への負担が大きかった。

条例改正の内容

- (1) 協議会の開催及び委員等について
- (2) 改正前の条例
 - 「(部会) 第6条第6項の削除」について

(1) 協議会の開催及び委員等について

- ① 臨時委員を廃止し、新たに専門委員を設置した。
- ② 部会は委員と専門委員で構成とした。

種別	議決権	任期・解任
委員 ：常設	有する	2年
専門委員 ：必要に応じて委嘱	有しない ※協議会本体の委員でないため、議決権を有しない。	専門の事項に関する調査が終了した時。

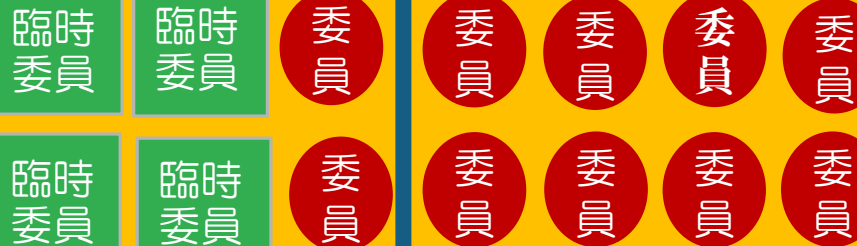
廃止

臨時委員 ：必要に応じて委嘱	有する ※協議会本体の臨時委員であるため、議決権を有する。	特別の事項に関する調査審議が終了した時。
-------------------	----------------------------------	----------------------

協議会と部会の位置付け

<旧体制>

協議会本体

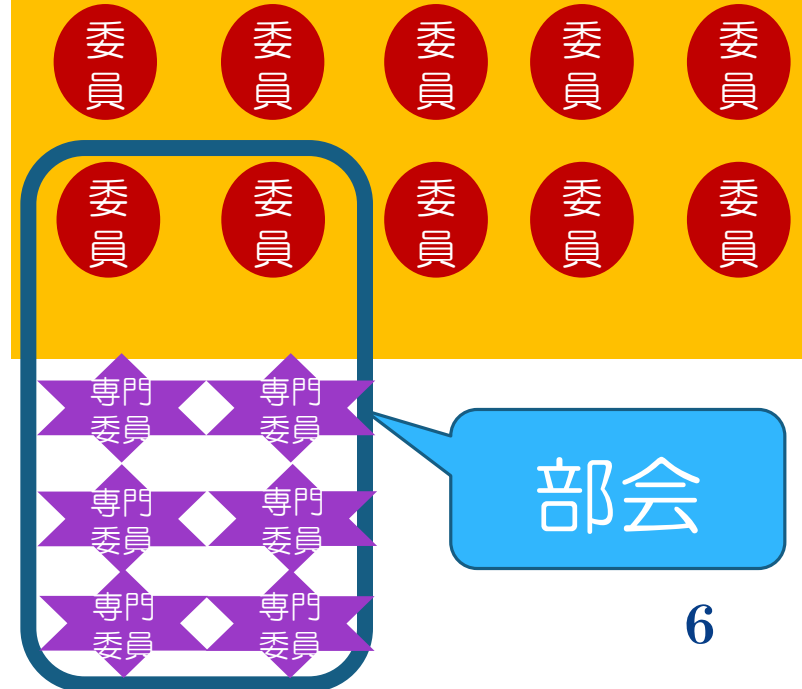


部会

※協議会本体の委員と臨時委員で構成されるため、議決権を有する。

<新体制>

協議会本体



部会

(2) 改正前の条例

「(部会) 第6条第6項の削除」について

部会の方針を正式に協議会の決定事項として進めるには、協議会の承認が必要である。

<理由>

条例を改正したことにより、部会の委員構成の大部分が、協議会本体の議決権を有しない専門委員で構成されることにより、以前のように部会の議決を協議会の決定とすることができないため。

書面による決議について

(内容)

委員長はやむを得ない理由により会議を開催することが難しい場合は、書面により可否を問い、議決する。

(実施方法について)

- ①回答期限を指定し、事案を記載した書面を全ての委員に送付。
- ②回答期限内に委員の過半数から回答があった場合に、会議の議決に代えることができるものとする。
- ③議決の可否は回答があった過半数で決する。ただし、可否同数の場合は、委員長が決する。
- ④議決結果を委員長が次の会議で報告する。